

野田市一般職の職員の給与支給規則
等の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 19 号

野田市一般職の職員の給与支給規則等の一部を改正する規則

(野田市一般職の職員の給与支給規則の一部改正)

第 1 条 野田市一般職の職員の給与支給規則（昭和 26 年野田市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

第 4 条 新たに給与条例第 9 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 5 条 任命権者が、職員から前条第 1 項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が給与条例に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定し、その認定に係る事項を扶養親族簿に記載するものとする。同条第 2 項に規定する場合においても、同様とする。

2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできないものとする。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 重度心身障がい者の場合は前 2 号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 扶養親族のある職員が任命権者を異にして異動した場合は、異動前の任命権者はその職員の扶養親族簿を異動後の任命権者に送付し、扶養親族届及びこれらに関する証拠書類を保管するものとする。

5 任命権者は、第1項から第3項までの認定を行うとき、その他必要と認めるときは、扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第9条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年野田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「。）」の次に「及び野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年野田市条例第1号）第2条第1項の規定により採用された職員（第14条の3において「特定任期付職員」という。）」を加える。

第14条の2の次に次の1条を加える。

第14条の3 特定任期付職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5超

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の87.5

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の87.5未満

別表第1行政職給料表(1)又は行政職給料表(2)の項中職務の級が8級の職員
の目及び職務の級が7級の職員を次のように改める。

職務の級が9級の職員	100分の20
職務の級が8級の職員	100分の15
職務の級が7級の職員	100分の15（参事及び消防署長に限る。）
	100分の10（参事及び消防署長を除く。）

別表第1行政職給料表(1)又は行政職給料表(2)の項中職務の級が3級の職員を

「
目中

100分の2.5

 を
」

「

100分の5

 に改める。
」

（野田市一般職の職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第3条 野田市一般職の職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和39年野
田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条）

組織	職務の級	職	手当の額
市長事務部局	9 級	理事 局長	9 0, 0 0 0 円
		部長	8 7, 3 0 0 円
		参事監	7 3, 4 0 0 円
	8 級	次長 参与	7 0, 2 0 0 円
	7 級	参事	5 8, 8 0 0 円
		課長 室長 関宿支 所長 関宿地区土地 区画整理事務所長 こぶし園長 保健セ ンター長 主幹	5 4, 2 0 0 円
	6 級	課長補佐 関宿支所 長補佐 関宿地区土 地区画整理事務所長 補佐 こぶし園長補 佐 保育所長 保健 センター長補佐 子 どもの発達相談室長 副主幹	4 2, 1 0 0 円
	5 級	出張所長 関宿保健 センター長 福社会 館長	3 7, 9 0 0 円
議会事務局	9 級	事務局長	8 7, 3 0 0 円
	8 級	次長	7 0, 2 0 0 円
	7 級	参事	5 8, 8 0 0 円
		主幹	5 4, 2 0 0 円
	6 級	副主幹	4 2, 1 0 0 円
農業委員会事務局	8 級	事務局長	7 1, 2 0 0 円

	7 級	主幹	5 4, 2 0 0 円
	6 級	局長補佐 副主幹	4 2, 1 0 0 円
選挙管理委員会事務局	8 級	事務局長	7 1, 2 0 0 円
	7 級	主幹	5 4, 2 0 0 円
	6 級	局長補佐 副主幹	4 2, 1 0 0 円
監査委員事務局	8 級	事務局長	7 1, 2 0 0 円
	7 級	主幹	5 4, 2 0 0 円
	6 級	局長補佐 副主幹	4 2, 1 0 0 円
教育委員会事務局	9 級	部長	8 7, 3 0 0 円
	8 級	次長	7 0, 2 0 0 円
	7 級	参事	5 8, 8 0 0 円
		課長 興風図書館長 子ども家庭総合支援課分室長 主幹	5 4, 2 0 0 円
	6 級	課長補佐 幼稚園長 学校給食センター 所長 興風図書館長 補佐 中央公民館長 副主幹	4 2, 1 0 0 円
	5 級	勤労青少年ホーム館 長 青少年センター 所長 公民館長	3 7, 9 0 0 円
		指導主事 管理主事	3 4, 8 0 0 円
会計管理者	8 級	会計管理者	7 1, 2 0 0 円
	7 級	主幹	5 4, 2 0 0 円
	6 級	副主幹	4 2, 1 0 0 円
消防本部及び消防署	9 級	消防長	8 7, 3 0 0 円
	8 級	次長	7 0, 2 0 0 円
	7 級	参事 署長	5 8, 8 0 0 円

		課長 主幹	5 4, 2 0 0 円
	6 級	副署長 分署長	4 9, 6 0 0 円
		課長補佐 関宿北出 張所長 副主幹	4 2, 1 0 0 円

(野田市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第4条 野田市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和40年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5のア行政職給料表(1)を次のように改める。

ア 行政職給料表(1)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	2	1	1	1	5
8	1	1	1	3	1	1	1	5
9	1	1	1	4	1	1	1	5
10	1	1	1	5	1	1	1	
11	1	1	1	6	1	1	1	
12	1	1	1	7	1	1	1	
13	1	1	1	7	1	1	2	
14	1	1	1	8	1	1	2	
15	1	1	1	9	2	1	2	
16	1	1	1	10	3	1	2	
17	1	1	1	10	4	1	2	

1 8	1	1	1	1 1	5	1	3	
1 9	1	1	1	1 2	6	1	3	
2 0	2	1	1	1 3	7	1	3	
2 1	3	1	1	1 3	8	1	3	
2 2	4	1	1	1 4	9	1	4	
2 3	5	1	1	1 5	1 0	2	4	
2 4	6	2	1	1 6	1 0	3	4	
2 5	6	3	1	1 7	1 1	4	4	
2 6	7	4	2	1 8	1 2	5	4	
2 7	8	5	3	1 9	1 3	6	4	
2 8	9	6	4	2 0	1 4	7	4	
2 9	1 0	7	4	2 1	1 5	7	5	
3 0	1 0	8	5	2 2	1 6	8	5	
3 1	1 1	9	6	2 3	1 6	8	5	
3 2	1 1	1 0	7	2 4	1 7	9	5	
3 3	1 2	1 1	8	2 5	1 8	9	5	
3 4	1 3	1 2	9	2 6	1 9	9	5	
3 5	1 4	1 3	1 0	2 7	1 9	1 0	5	
3 6	1 5	1 4	1 0	2 8	2 0	1 0	5	
3 7	1 6	1 5	1 1	2 9	2 0	1 0	5	
3 8	1 7	1 6	1 1	3 0	2 1	1 0	5	
3 9	1 8	1 7	1 2	3 1	2 1	1 2	5	
4 0	1 9	1 7	1 3	3 2	2 2	1 2	5	
4 1	1 9	1 8	1 3	3 3	2 2	1 2	5	
4 2	2 0	1 9	1 4	3 4	2 3	1 2	5	
4 3	2 1	2 0	1 5	3 5	2 4	1 2	5	
4 4	2 2	2 0	1 6	3 6	2 4	1 2	5	
4 5	2 3	2 1	1 7	3 7	2 5	1 3	5	
4 6	2 4	2 2	1 7	3 8	2 5	1 3		

4 7	2 5	2 3	1 8	3 9	2 6	1 3		
4 8	2 6	2 3	1 9	4 0	2 6	1 3		
4 9	2 7	2 4	1 9	4 1	2 7	1 3		
5 0	2 8	2 5	2 0	4 2	2 7	1 3		
5 1	2 9	2 6	2 0	4 3	2 8	1 3		
5 2	3 0	2 7	2 1	4 4	2 8	1 3		
5 3	3 1	2 8	2 2	4 4	2 9	1 4		
5 4	3 1	2 9	2 2	4 5	2 9	1 4		
5 5	3 2	3 0	2 3	4 5	3 0	1 4		
5 6	3 2	3 1	2 4	4 6	3 0	1 4		
5 7	3 3	3 2	2 4	4 6	3 1	1 4		
5 8	3 3	3 3	2 5	4 7	3 1	1 4		
5 9	3 4	3 4	2 6	4 7	3 2	1 5		
6 0	3 4	3 5	2 6	4 8	3 2	1 5		
6 1	3 5	3 6	2 7	4 8	3 3	1 5		
6 2	3 5	3 7	2 8	4 9	3 3	1 5		
6 3	3 6	3 8	2 8	4 9	3 4	1 5		
6 4	3 6	3 9	2 9	5 0	3 4	1 6		
6 5	3 7	4 0	2 9	5 0	3 5	1 6		
6 6	3 7	4 0	3 0	5 1	3 5	1 6		
6 7	3 8	4 1	3 0	5 1	3 6	1 6		
6 8	3 8	4 1	3 0	5 2	3 6	1 6		
6 9	3 9	4 2	3 1	5 2	3 7	1 6		
7 0	3 9	4 2	3 1	5 3	3 7	1 6		
7 1	4 0	4 3	3 1	5 3	3 8	1 7		
7 2	4 0	4 3	3 1	5 4	3 8	1 7		
7 3	4 1	4 4	3 2	5 5	3 9	1 7		
7 4	4 1	4 4	3 2	5 5	3 9			
7 5	4 2	4 5	3 2	5 6	4 0			

7 6	4 2	4 5	3 3	5 7	4 0			
7 7	4 3	4 6	3 3	5 7	4 1			
7 8	4 3	4 6	3 3	5 8	4 1			
7 9	4 4	4 7	3 4	5 9	4 2			
8 0	4 4	4 7	3 4	5 9	4 2			
8 1	4 5	4 8	3 4	6 0	4 3			
8 2	4 5	4 8	3 5	6 0	4 3			
8 3	4 6	4 9	3 5	6 1	4 4			
8 4	4 6	4 9	3 5	6 1	4 4			
8 5	4 7	5 0	3 5	6 2	4 5			
8 6	4 7	5 0	3 6					
8 7	4 8	5 1	3 6					
8 8	4 8	5 1	3 6					
8 9	4 9	5 2	3 6					
9 0	4 9	5 2	3 6					
9 1	5 0	5 2	3 7					
9 2	5 0	5 2	3 7					
9 3	5 1	5 2	3 7					
9 4		5 2	3 7					
9 5		5 3	3 8					
9 6		5 3	3 8					
9 7		5 3	3 8					
9 8		5 3	3 8					
9 9		5 3	3 8					
1 0 0		5 3	3 9					
1 0 1		5 3	3 9					
1 0 2		5 4	3 9					
1 0 3		5 4	3 9					
1 0 4		5 4	3 9					

1 0 5		5 4	4 0					
1 0 6		5 5	4 0					
1 0 7		5 5	4 0					
1 0 8		5 5	4 0					
1 0 9		5 5	4 1					
1 1 0		5 5	4 1					
1 1 1		5 6	4 1					
1 1 2		5 6	4 1					
1 1 3		5 6	4 2					
1 1 4		5 7	4 2					
1 1 5		5 7	4 2					
1 1 6		5 7						
1 1 7		5 7						
1 1 8		5 8						
1 1 9		5 8						
1 2 0		5 8						
1 2 1		5 8						
1 2 2		5 9						
1 2 3		5 9						
1 2 4		5 9						
1 2 5		5 9						
1 2 6		5 9						
1 2 7		6 0						
1 2 8		6 0						
1 2 9		6 0						
1 3 0		6 0						
1 3 1		6 1						
1 3 2		6 1						
1 3 3		6 1						

1 3 4		6 1						
1 3 5		6 1						

別表第5のイ行政職給料表(2) 2 1の項から2 5の項までの規定中

「		「
1		2
1		3
2	を	4
3		5
5		6
」		」

に改める。

別表第5の2昇給の号給数の項中「7級以上」を「7級」に改める。

(野田市一般職の職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 野田市一般職の職員の住居手当の支給に関する規則（昭和50年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「職員の扶養親族たる者（」の次に「配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加え、「で同条例第10条の規定による届出がされている者に限る」を「をいう」に、「これ」を「これら」に改める。

(野田市職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第6条 野田市職員の退職手当に関する規則（平成13年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1号区分の項中「8級」を「9級」に改め、同表第2号区分の項中「7級」を「8級」に改め、同表第3号区分の項中「6級」を「7級」に改め、同表第4号区分の項中「5級」を「6級」に改め、同表第5号区分の項を次のように改める。

第5号区分	給与条例別表第1の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
-------	---

別表第6号区分の項中「3級」を「4級」に改め、同表第7号区分の項を次のように改める。

第 7 号区分	給与条例別表第 1 の行政職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの 給与条例別表第 1 の 2 の行政職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの
第 8 号区分	第 1 号区分から第 7 号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

(野田市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 7 条 野田市職員の退職管理に関する規則（平成 2 8 年野田市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「及び 8 級」を「から 9 級まで」に改める。

(野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第 8 条 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則（令和 2 年野田市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年改正条例附則第 4 項の規定が適用される間の読替え)

2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、第 1 条の規定による改正後の野田市一般職の職員の給与支給規則（昭和 2 6 年野田市規則第 9 号）第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 5 条の 2 第 1 項中「給与条例」とあるのは、「野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年野田市条例第 3 号）附則第 4 項の規定により読み替えられた給与条例」とする。

(退職手当の調整月額に関する経過措置)

3 基礎在職期間のうち、施行の日の前日までの期間に係る第 6 条の規定による改正後の野田市職員の退職手当に関する規則別表の規定の適用については、同表中「給与条例別表第 1 の行政職給料表(1)」とあるのは、「野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年野田市条例第

3号) 第1条の規定による改正前の給与条例別表第1の行政職給料表(1)」とする。